

名古屋市教育委員会定例会

平成24年3月21日
午後2時00分
教育委員会室

議案

- 第14号議案 請願審査について
第15号議案 名古屋市教育委員会事務局規則及び公所と称する規則の一部を改正する等の規則案
第16号議案 名古屋市生涯学習センター処務規則の一部を改正する規則案
第17号議案 名古屋市女性会館処務規則の一部を改正する規則案
第18号議案 名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則案
第19号議案 名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則案
第20号議案 名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則案
第21号議案 名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案
第22号議案 名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案
第23号議案 名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案
第24号議案 名古屋市野外教育センター条例施行規則等の一部を改正する規則案
第25号議案 名古屋市立幼稚園授業料等減免規則の一部を改正する規則案
第26号議案 名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案
第27号議案 名古屋市楠学習センター条例施行規則を廃止する規則案
第28号議案 名古屋市文化財調査委員会委員の委嘱について
第29号議案 事務局人事について
第30号議案 教職員人事について

出席者

三 林 久 美 委 員
永 井 幸 代 委 員
古 川 隆 委 員
野 田 敦 敬 委 員
服 部 はつ代 委 員
伊 藤 彰 教育長

教育次長始め、事務局職員28名

(三林委員長)

それではただ今から教育委員会定例会を開催いたします。最初に議事運営についてお諮りいたします。第28号議案から第30号議案までの3件は、名古屋市教育委員会会議規則

第6条の規定に基づき、非公開にて審議し、会議録につきましても非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、第14号議案「請願審査について」お伺いいたします。審議に先立ちまして、請願者から口頭陳述を行いたい旨の申し出がありました。会議の運営上、代表者1名に5分以内に陳述を許可する事にしたいと思いますが、ご意見はございますか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

それでは、陳述の方に発言していただきます。

【陳述人の入室】

(三林委員長)

口頭陳述される方にお願います。会議は円滑な運営を図るため、口頭陳述は5分以内で行うようお願いいたします。それでは、陳述を始めてください。

【請願者の代表者が入室し、口頭陳述がなされた。】

これをもちまして、口頭陳述を終了します。

それでは、第14号議案「請願審査について」、事務局の説明を求めます。

(太田総務課長)

それでは第14号議案「請願審査について」ご説明いたします。

1の名古屋市の新たな高等養護学校を設立することにつきましては、平成23年4月、守山養護学校に高等養護学校と同様の目的を持った産業科を開設し、障害がある生徒の自立や社会参加おいての充実を図っております。また、県立高等養護学校は名古屋市の中学生を受け入れており、高等養護学校を希望する生徒のニーズに対応しております。なお、名古屋市の中学生のための市内への高等特別支援学校設立につきましては、特別支援学校の設置義務のある愛知県に要望しているところでございます。2の軽度知的障害者の就労に関する新しい法人の設立についての協力、につきましては本市における特別支援学校高等部の就労支援の取組みとして、職場実習や就労先の開拓・確保を行う就労支援コーディネーターの配置、就労支援策の検討及び関係機関のネットワークの強化を図るための職業

自立推進運営委員会の設置、専門性の高い職業指導を行う職業指導講師の配置を進めております。特別支援高等学校高等部の生徒の就労支援につきましては、関係機関と連携しながら今後も教育委員会が主体的に行っていくべきものと考えております。説明は以上でございます。

(三林委員長)

説明が終わりましたので、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

(野田委員)

請願書をじっくり読ませていただきました。この請願にありますけれども、軽度知的障害を持った子どもを、私も何人も担任をした経験がありまして、今ちゃんと職に就いているかどうか、今更ながら大変心配になってきました。いくつか事務局にお聞きしたいんですけど、まず請願書の中で高等養護学校がないのは名古屋市だけというのがあるんですけども、私共は今年度の始めに、守山養護学校産業科を見学させていただき、本当に先生方の努力で進められている様子を見ました。私の認識としては、守山養護の産業科は高等養護学校という認識でおりますけども、他市の状況を含めて状況をお聞かせいただきたい、というのが一点です。

それから、もう一つ請願書の中に、2割程度の生徒しか県立高等養護学校に進学する事ができませんというところがありますが、私の認識としてはあまりにも低いなと思えますけど、この辺の数値を伺いたいです。

(吉田特別支援教育担当主幹)

まず、一点目の、政令指定都市で独立した高等養護学校についてでございますが、政令指定都市は19都市ございますが、単独で設置されている都市は5都市。守山養護産業科のように併設という形を取っているのが2都市。全く高等養護といった形で設置されていない、未設置の都市が12都市ございます。

それから、名古屋市の子ども達で軽度の知的障害の生徒の内2割程度の生徒しか入学ができないという点でございますが、軽度の知的障害という言葉、例えば愛護手帳4度という言葉に置き換えられれば、数はかなりの数になっていくんですが、ただ高等養護学校に入るということは、卒業したら一般企業へ入って就職をしていく、という能力・力を持ったお子さんということになります。よって、請願の中に出てはいますが、確かに中学校で1学年、特別支援学級に通う生徒は1学年当り200名程度、これは確かにその通りですが、その内全ての子が高等養護学校に入り一般就労が可能である力を持っているお子さん、という位置づけにはならないのではないかと考えています。

(野田委員)

今の後半の件で、高等養護学校は愛知県に2つあるんですね。倍率を教えてください。

(吉田特別支援教育担当主幹)

今年度、春日井の高等養護学校の場合、倍率は1.13倍と聞いております。それから、

愛知県立の豊田高等養護学校の倍率が1.31倍と聞いております。

(三林委員長)

他にご意見・ご質問はございませんでしょうか。

(野田委員)

二つ目の新しい法人の設立についてですけれども、守山養護学校産業科にお伺いした時に、職員の皆さんとやり取りする機会がございました。まだ1年生しかいませんので、就職については先の話ですが、就職に向けて取り組んでいるとのこと。今せっかく一生懸命努力をしてみえる職業自立推進運営委員会というのがあるので、やっぱりこういうことは学校中心に考えていくというのが普通かなと思うんですけど、請願にある新しい法人というのが今ひとつ掴めないというのがありますが、取組みの方はどうなっていますか。

(吉田特別支援教育担当主幹)

請願にあります新しい法人の役割と言いますか、内容になりますけれども、受託者いわゆる法人が人材を雇用し、研修をし、そして産業科のような学校に講師として、又はコーディネーターとして派遣をしていく、というような目的を持っているそうです。また、就職はフォローアップ体制が大事なので、そのフォローアップ体制のための人材育成や体制構築をするということが述べられているかと思えます。いずれにしましても、職業自立推進運営委員会の中でも出てきますけれども、こういったいろいろな関係機関・関係部署との連携というのは重要であると考えております。

(野田委員)

今フォローアップという言葉が出ていましたが、当然どこの学校でも就職をしたらフォローアップをしていく、大学もそうだと思いますけれども、例えば高等養護学校の産業課はこれからですけれども、現在の普通の高等部はどのようにフォローアップを心がけているのかちょっとお聞かせください。

(吉田特別支援教育担当主幹)

現在名古屋市には4つの養護学校がございますが、その普通科のお子さん達も一般企業の中に就職していくお子さんはおみえです。それから、授産所等施設の中に入っていくお子さんもいます。いずれにしましても、学校の担任の先生が、卒業した後一年間就職場所に行き様子を見て相談に乗り、いわゆる職場の定着支援というものをしています。卒業した後二年目三年目につきましても、必要に応じて先生達が子どもさんや保護者の方の相談に乗るといった形をとっております。

(野田委員)

昨日テレビで見えていたけれども、大卒でも2割くらいの子達が離職をしてしまうのを見ていたのですけれども、養護学校の子達の離職率はわかりますか。

(吉田特別支援教育担当主幹)

例えば22年度になりますけれども、40人のお子さんが一般就労いたしました。その内職を離れたお子さんは1人でございます。それから、その前21年度になりますけれども、16人のお子さんが一般就労しておりますけれども、その内職を離れたのは2人です。このお子さん方の支援につきましては、先程学校の方も相談に乗っているというお話をさせていただきましたが、その学校の担任だけではなくて、例えば名古屋市の雇用支援センターや名古屋障害者就業生活支援センターなどで相談に乗っていくという体制ができております。

(野田委員)

今の数値をお聞きして、素晴らしいフォローができていくなという風に感心しました。そうしますと守山養護学校産業科から今後2年3年先に卒業生が出た時には、そういった学校、委員会を中心とした同じようなフォロー体制をとっていくということですか。

(吉田特別支援教育担当主幹)

まだ卒業生が出ておりませんが、同様に職場定着のための支援を続けていきたいと考えております。

(永井委員)

関連ですが、こういう請願が出てくる背景として、例えば養護学校の先生達が就職した子をフォローすることなのですが、一般就職率があまり高くないのでそれほど大変じゃないかもしれませんが、その子達の個性がちゃんとあるので、企業とのやり取りも綿密にやっていると、なかなか職場定着しないという話をよく聞きます。例えば、生徒さんの方から見て十分なフォローアップを先生に望むのが難しいとか、やはり先生達も現在いるお子さん達を見ながらのフォローアップですから、大変な過労といいたいでしょうか、マンパワーが足りないというような声が、学校サイドから出ているのかいないのか、など、そのあたりの事情をお聞かせください。

(吉田特別支援教育担当主幹)

確かに、一般企業への就職を前提として実習先とやり取りしないといけません。それから、産業科はまだ卒業生が出ておりませんが、普通科で就職したお子さんの卒業後のフォローも会社や企業とやり取りをしないといけません。それらは、先生達が本当に頑張っているんですが、なかなか実際、授業をしながらですから大変です。そういう背景があり、現在名古屋市は就労支援コーディネーターという方を一人配置し、その方に企業とのやり取り等を請け負っていただく、という体制となっています。

(永井委員)

その現状で、特に生徒側からも先生側からも人手がすごく足りないとかいう声は、出ていないんですか。

(吉田特別支援教育担当主幹)

人は多ければ多いほど、現場にとってはいいのかなとは思いますが、今言いましたように、就労支援コーディネーターという方を一人配置させていただき、産業科のためだけではなくて、4つの養護学校全体に情報提供したり、役立っていただくという位置づけで担っていただいています。そのような形で現在は進んでいます。

(三林委員長)

他にご意見・ご質問はございませんか。

他にご意見もないようですので、第14号議案について、お諮りいたします。

まず、1点目の「名古屋市に新たに高等養護学校を設立すること」については、今年度に守山養護学校に産業科を開設しばかりであり、今後産業科の卒業生の就労状況を見守る必要があります、高等養護学校の設立については特別支援学校の設置義務のある県に引続き設置を要望していく状況であるということで「ききおく」という言葉、これは役所の言葉ですが、あくまで今後検討していくという意味合いですが、「ききおく」としてはいかがでしょうか。

次に、2点目の「軽度知的障害者の就労に関する新しい法人の設立についての協力」についてですが、本請願における「設立についての協力」の具体的な中身が明らかになっていないこともあり、また、養護学校に在籍する軽度知的障害者への就労支援については、本請願にある設立予定の法人を含む関係機関、及び関係部局と連携しながら行っていくべきものと考えています。ですのでこれも先ほどと同じように「ききおく」としてはいかがでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

それでは、請願審査は終了いたしましたので、陳述人の方はご退出ください。

続きまして第15号議案「名古屋市教育委員会事務局規則及び公所と称する規則の一部を改正する等の規則案」から、第20号議案「名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則案」は関連していますので、一括して議題といたしますので事務局の説明をお願いします。

(太田総務課長)

それでは、第15号議案から第20号議案までにつきましては、平成24年度の事務局・公所の組織改正に伴う規則改正ですので、一括してご説明いたします。

初めに、第15号議案「名古屋市教育委員会事務局規則及び公所と称する規則の一部を改正する等の規則案」について、ご説明いたします。

この規則改正の内容は、先の2月市会において、今年度末で、中学校スクールランチ3校分の調理業務を行う学校給食センターが廃止されることとなったことに伴い、学校教育

部学校保健課の分掌事務から「学校給食センターに関すること」を削るなど、関係規程の整理・廃止を行うものです。

次に、第16号議案「名古屋市生涯学習センター処務規則の一部を改正する規則案」について、ご説明いたします。この規則改正の内容は、各区の生涯学習センターの係長職を廃止することに伴い、事業係を廃止するものです。

次に、第17号議案「名古屋市女性会館処務規則の一部を改正する規則案」について、ご説明いたします。この規則改正の内容は、現在、管理係と事業係の2係からなる女性会館の体制を、事業係1係体制として効率的な運営体制とし、女性会館の今後のあり方についての検討と、施設の管理業務を担当する主査を配置するものです。

次に、第18号議案「名古屋市図書館処務規則の一部を改正する規則案」について、ご説明いたします。改正内容は2点ございます。

1点目は、鶴舞中央図書館について、現在、収書係と整理係の2係からなる整理課の体制を、収集整理係と情報システム係の2係の体制とし、図書館オンラインシステムの運用体制を強化するとともに、自動車図書館に関する業務を南図書館から移管するものです。

また、図書館オンラインシステムに関する業務は、整理課情報システム係において行うことから、併せて、図書館の開館時間に対応できるように、整理課の職員の勤務時間を変更するものです。

2点目は、図書館分館の開館時間を10時から9時半に変更することに伴い、分館に勤務する職員の勤務時間を変更するものです。図書館の開館時間の変更については、後ほど第26号議案「名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案」にてご説明させていただきます。

次に、第19号議案「名古屋市科学館処務規則の一部を改正する規則案」について、ご説明いたします。この規則改正の内容は、現在、庶務係と経営係の2係からなる総務課の体制を、庶務係の1係制として、新館開設後の業務量の増加に柔軟に対応できる体制を整えるとともに、総務課に経営担当の主査を、学芸課に天文を担当する主査を配置するものです。

最後に、第20号議案「名古屋市教育委員会職名及び補職名規則の一部を改正する規則案」について、ご説明いたします。この規則改正の内容は、市長の事務部局と同時に行うものですが、学校保健課の栄養士について、補職名を「管理栄養士」と改めるものでございます。

説明は、以上です。

(三林委員長)

説明が終わりましたので、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

では特にご意見が無いようですので、第15号議案から第20号議案につきましては原案通り可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第21号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(太田総務課長)

第21号議案「名古屋市立高等学校学則の一部を改正する規則案」について、ご説明いたします。

改正内容は、2点ございます。

1点目は、名東高等学校の生徒定員について、英語科を廃止し、国際英語科を1学級40名の増員をするものでございます。

名東高等学校では、22年度から「国際英語科」を設置しております。

「英語科」に在籍する生徒は「英語科」のまま卒業していくため、「英語科」は毎年1学級減少し、かわりに「国際英語科」が毎年1学級増加してはりましたが、今年度末をもって、「英語科」の生徒、全員が卒業するものでございます。

2点目は、名古屋市内の中学校卒業見込者数の増に伴い、緑高等学校はじめ4校（緑、富田、山田、名古屋商業）の生徒定員を増やすものでございます。

説明は以上でございます。

(三林委員長)

説明が終わりましたので、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

では特にご意見が無いようですので、第21号議案につきましては原案通り可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第22号議案「名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(太田総務課長)

第22号議案「名古屋市立特別支援学校学則の一部を改正する規則案」について、ご説明いたします。

改正内容は、2点ございます。

1点目は、守山養護学校の高等部では、今年度から「産業科」を設置し、本市における軽度の知的障害の生徒のための職業教育の充実を図っており、生徒の進級により学級数が増加することから、生徒定員を増やすものでございます。

2点目は、天白養護学校及び守山養護学校の高等部普通科における入学者数の増に伴い、生徒の定員を増やすものでございます。

説明は以上でございます。

(三林委員長)

説明が終わりましたので、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

では特にご意見が無いようですので、第22号議案につきましては原案通り可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第23号議案「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案」を議題いたしますので、事務局の説明をお願いします。

(太田総務課長)

第23号議案「名古屋市立幼稚園園則の一部を改正する規則案」について、ご説明いたします。

この規則改正は、2点ございます。

1点目は、本市市立幼稚園におきまして、預かり保育を本格実施することに伴い、実施園、預かり時間、利用料など必要な事項を定めるものでございます。

預かり保育については、平成15年度から無料で試行実施をはじめ、今年度は5園で行っておりますが、来年度は実施園を11園に拡大し、また、預かり保育実施時間の拡充も図ってまいります。

2点目は、近年の入園児の状況等を勘案して、第二幼稚園はじめ7園について、園児定員・学級数の増減を行うものでございます。

説明は以上でございます。

(三林委員長)

説明が終わりましたので、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

では特にご意見が無いようですので、第23号議案につきましては原案通り可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第24号議案「名古屋市野外教育センター条例施行規則等の一部を改正する規則案」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(太田総務課長)

第24号議案「名古屋市野外教育センター条例施行規則等の一部を改正する規則案」について、ご説明いたします。

全国的に暴力団排除の気運が高まる中で、本市においても「名古屋市暴力団排除条例」が、平成24年 4月 1日から施行される予定です。

この条例の施行に伴いまして、教育委員会の所管する施設について、暴力団の活動に利用されることにより、暴力団の利益となることがないように、関係する規則について、必要な改正を行うものです。

改正内容は2点ございます。

1点目は、施設の使用を許可するに当たり、暴力団の利益になると認めるときは、許可をしないとする基準を設けるものです。

2点目は、施設使用申込書の様式改正でございます。

これは、使用許可をするに当たって、申請者が暴力団関係者であることが疑われる場合には、県警に照会をすることになります。その際に必要となる、申請者の生年月日などの情報を、使用申込書に記入していただくものです。

なお、他の規則については、暴力団排除条例で使用許可をしないとされていること、申請書が規則で定められていないことから、改正の必要はないものです。

説明は以上でございます。

(三林委員長)

説明が終わりましたので、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

では特にご意見が無いようですので、第24号議案につきましては原案通り可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第25号議案「名古屋市立幼稚園授業料等減免規則の一部を改正する規則案」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(太田総務課長)

第25号議案「名古屋市立幼稚園授業料等減免規則の一部を改正する規則案」について、

ご説明いたします。

本市では、幼稚園教育の振興に資するため、市立幼稚園に就園している園児の保護者に対し、授業料の減免を行っています。

この減免につきましては、就園している園児に、幼稚園や認定子ども園、児童デイサービス等を利用する兄又は姉がいる場合といない場合で減免額が異なりますが、このたび、法改正により、「認定子ども園」の条項が移動し、「児童デイサービス」が「児童発達支援」という名称に改められる等したため、規定の整理を行うものでございます。

よろしく願いいたします。

(三林委員長)

説明が終わりましたので、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

では特にご意見が無いようですので、第25号議案につきましては原案通り可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第26号議案「名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(太田総務課長)

第26号議案「名古屋市図書館館則の一部を改正する規則案」について、ご説明いたします。

主な改正内容は2点ございます。

1点目は、利用者サービスの向上を図るため、図書館の開館時間を変更するものです。

具体的には、鶴舞中央図書館の土曜日の開館時間について、これまで午後5時までであったものを、2時間延長して午後7時とし、図書館分館について、開館時間をこれまでの午前10時を午前9時30分に、土曜日の閉館時間を、鶴舞中央図書館と同様に午後7時までとします。また、開館時間の変更にあわせて、駐車場の使用時間についても、変更を行うものでございます。

2点目は、平成24年度組織改正に伴い、自動車図書館に関する業務を南図書館から移管するものです。

説明は以上です。

(三林委員長)

説明が終わりましたので、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

では特にご意見が無いようですので、第26号議案につきましては原案通り可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

続きまして、第27号議案「名古屋市楠学習センター条例施行規則を廃止する規則案」を議題といたしますので、事務局の説明をお願いします。

(太田総務課長)

第27号議案「名古屋市楠学習センター条例施行規則を廃止する規則案」について、ご説明いたします。

この規則改正の内容は、平成23年6月市会において、今年度末で名古屋市楠学習センターが廃止されることとなったことに伴い、規則の廃止を行うものです。

説明は以上です。

(三林委員長)

説明が終わりましたので、ご意見・ご質問はございませんでしょうか。

では特にご意見が無いようですので、第27号議案につきましては原案通り可決してよろしいでしょうか。

(各委員)

異議なし。

(三林委員長)

ご異議なしと認め、そのように取り扱わせていただきます。

第28号議案から第30号議案まで非公開にて審議されたため、名古屋市教育委員会会議規則第12条の規定により、会議録は別途作成。

午後3時10分閉会